

【市政情報室・ホームページ用】

平成 2 0 年千葉市教育委員会会議 第 6 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成20年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成20年6月25日(水)

午後1時00分開会

午後2時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委	員	長	津田	英彦
	委		員	奥山	福子
	委		員	竹蓋	幸生
	委		員	川島	義美
	委		員	岩沼	静枝
	教	育	長	飯森	幸弘

出席職員	教 育 次 長	小川	隆	養護教育センター所長	宍倉	喜巳
	教 育 総 務 部 長	武田	昇	生涯学習部参事(生涯学習振興課長事務取扱)	本庄	賢一
	学 校 教 育 部 長	岩切	裕	社 会 体 育 課 長	小川	重夫
	生 涯 学 習 部 長	河野	正行	青 少 年 課 長	村松	好晴
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	青葉	正人	中 央 図 書 館 長	田口	幸男
	教育総務部参事(企画課長事務取扱)	山崎	正義	総 務 課 総 括 主 幹	伊藤	太一
	学 校 財 務 課 長	豊田	英男	学 事 課 調 整 主 幹	山本	和豊
	学 校 施 設 課 長	豊田	滋貴	生涯学習振興課調整主幹	海保	英利
	学 事 課 長	吉田	進	総 務 課 主 幹	杉江	達也
	教 職 員 課 長	時田	猛	総 務 課 主 幹	山田	輝夫
	指 導 課 長	小池	公夫	社 会 体 育 課 主 幹	山根	正美
	保 健 体 育 課 長	嶋田	信昭	学 事 課 指 導 主 事	鈴木	誠一
	教育センター所長	菊地	明	生涯学習振興課文化財係長	石橋	一恵

書 記	総 務 課 長 補 佐	大崎	賢一	総 務 課 副 主 査	小池	正彰
	総 務 課 総 務 係 長	藤代	真史	総 務 課 主 任 主 事	渡邊	賢一
	総 務 課 人 事 係 長	内山	健	総 務 課 主 事	犬飼	綾
	総 務 課 経 理 係 長	高橋	義浩			

- 1 開会
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
津田委員長より川島委員を指名
- 4 会期の決定
平成20年6月25日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第22号から議案第27号までを非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成20年第2回千葉市議会定例会について
総務課長より報告があった。
報告事項(2) 平成21年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
教職員課長より報告があった。
 - (3) 臨時代理報告
報告第10号 指定管理者の指定について
社会体育課長より報告があった。
 - (4) 議決事項
議案第17号 平成21年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第18号 平成21年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第19号 平成21年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第20号 平成21年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第21号 千葉市地域文化財の登録について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり

可決した。

議案第 22 号 千葉市学校給食センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 23 号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 24 号 千葉市社会教育委員の委嘱について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 25 号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 26 号 千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について

青少年課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 27 号 千葉市図書館協議会委員の任命について

中央図書館長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成 20 年第 2 回千葉市議会定例会について

津田委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告事項(1)「平成 20 年第 2 回千葉市議会定例会について」、報告します。第 2 回千葉市議会定例会は 6 月 5 日から 24 日までの会期で、議案質疑、経済教育委員会、一般質問等が行われました。まず、教育委員会に係わる提出議案の審議状況ですが、千葉市立新宿小学校大規模改造工事に係る工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分、千葉市立みつわ台南小学校増築棟の財産の取得、千葉市民ゴルフ場の指定管理者の指定、以上 3 点の議案については、6 月 11 日に行われた議案質疑、翌 12 日の経済教育委員会における審査を経まして、6 月 24 日の本会議において、専決処分及び財産の取得については全会一致で、指定管理者の指定については賛成多数により可決されました。次に、6 月 16 日から 23 日まで行われた一般質問ですが、27 議員が質問を行い、うち 18 議員から教育委員会への

質問等がありました。主な内容ですが、学校の耐震化、学校適正配置、給食費未納対策、児童生徒のアレルギー対策、小学校英語活動、学校建設を目的とする市保有の土地等の取扱いなどです。

報告事項(2) 平成21年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
津田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(2)「平成21年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、報告します。本年度の選考にあたっては、いち早く、志願者の確保を図るため、募集要項を3月末から配布するとともに、志願受付を4月14日に早めるなど、例年より準備を早めて実施しました。募集人員ですが、中学校で120名の増員を図り、全体として昨年度より125名増の1,345名を予定しています。本年度の主な特色ですが、小学校で大学の推薦枠の拡大、また、岩手大学を会場として県外での選考実施を行い、昨年度より150名の増加、志願倍率は3倍を超える状況となっています。中学校の志願倍率は、募集人員の増加と志願者の若干の減少により、昨年度の7.7倍から5.7倍に下がっています。特別支援学校、養護教諭とも昨年度並みの応募状況で、全体としては4.4倍という志願倍率となっています。今後の日程ですが、7月6日に第1次選考、8月上旬に合否通知、8月下旬に第2次選考を実施し、最終の合否通知を10月上旬に予定しています。一人でも多くの優秀な人材を採用できるよう、努めていきたいと考えています。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

津田委員長 全体的には、昨年度とほぼ変わっていないと思いますが、志願倍率が減っている理由は何ですか。

教職員課長 中学校、中・高共通で、募集人員を120名増やし、志願者数が若干減少したことから、全体的な志願倍率は、昨年度より若干下がっています。当面の目標としている小学校の教員の志願者を増やすという観点で、東北会場でも選考を実施した結果、小学校では志願倍率が3倍を超えたので、当面の目標は達成できていると考えます。

奥山委員 ここ数年、教育関係の課題が社会の中で多く取り上げられているわけですが、それでも「教員になりたい」、「教員になろうか」と思ってくれる人が多いのは、非常に嬉しいことではないかと思います。以前と比べて、教員という立場は、さまざまな能力

が要求されるようになってきているので、そのような意味で期待したいと思います。

教職員課長 近年、多くの教育問題が新聞で報道され、将来的に教員の志願者が減るのではないかという危惧がありました。将来教員を志望する高校生を増やすことを目的として、県教育委員会が、特に県立高等学校の生徒を対象として、教員の仕事についての出前講座を実施するなどの事業も展開しています。

竹 蓋 委 員 私が教員になった頃は、「教員にでもなるか、教員にしかない」ということで、「でもしか先生」と言われていました。応募人数はあまり問題ではなく、本当に教育に情熱を傾けられる、能力のある人が志願してくれば、志願倍率は1倍でも良いわけです。最近は「でもしか先生」というような風潮は聞きませんか。

教職員課長 教員の採用に当たっては、事前に首都圏や東北、九州などで学生を対象とした教員採用の説明会を開催しました。ここ数年の傾向としては、学生の話聴く態度が非常によかったことを記憶しています。以前は説明会でも集中していないことが多かったのですが、ここ数年で、学生の「教職」に就こうという意欲が感じられ、厳しい中でも教員を目指そうという意欲にあふれた学生が多いという印象を持っています。

報告第10号 指定管理者の指定について

津田委員長 社会体育課長、報告をお願いします。

社会体育課長 報告第10号「指定管理者の指定について」、報告します。当該案件につきましては、前回の会議で協議事項として、状況を報告し、その後議案提出を含めた予定等について説明させていただきましたが、本日は、千葉市民ゴルフ場の指定管理者を指定するよう市長に意見を申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。本指定管理者の指定については、6月5日から開催された平成20年第2回千葉市議会定例会に議案を提案し、6月12日の経済教育委員会における審査を経て、6月24日の本会議において可決されました。まず、指定管理者ですが、団体名は「千葉市民ゴルフ振興共同企業体」、代表企業は株式会社京葉カントリークラブ、構成企業が内山緑地建設株式会社千葉支店の2社による共同企業体です。次に指定期間は平成20年10月23日から平成30年3月31日までの約9年6か月です。次に選定経過ですが、前回定

例会において報告したとおり、平成20年3月13日に平成20年第1回千葉市議会定例会での議案撤回が承認され、3月28日、5月1日、5月7日に、千葉市教育委員会指定管理予定候補者選定委員会を計3回開催し、当該共同企業体を指定管理予定候補者として選定、これに基づき、平成20年第2回千葉市議会定例会に指定議案を提案し、6月24日に可決されたものです。次に、選定の理由ですが、「千葉市民ゴルフ振興共同企業体」は、社団法人日本プロゴルフ協会による協力に関する部分の訂正に伴う採点の下方修正を行った後の結果において、「管理運営の基本的な考え方」、「事業の遂行能力」、「施設管理・経営管理計画」、「維持管理計画」等の審査項目について、管理能力が高く評価でき、評価の点数の合計が最も高かったことによるものです。特に、公の施設の管理者としてバランスのとれた事業提案や、コース管理運営の実績を有するコンソーシアムによる事業遂行の安定性が評価されました。次に、指定管理者の概要及び提案の概要については、資料記載のとおりです。最後に今後の予定ですが、ゴルフ場の整備については、6月末までに工事が完了する予定となっており、供用開始は10月23日を予定しています。なお、利用の申込み等についてですが、指定管理者が、コンピュータシステムなどを早急に構築した上で受付開始することとなりますので、時期が確定した時点で、広報等に努めていきたいと思います。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

岩沼委員 今までも細かい説明をしていただきましたが、経営管理計画や事業遂行の安定性を評価したということだったので、是非折を見て報告してもらいたいと思います。

社会体育課長 今後、指定管理者の運営、管理状況については、逐次報告いたします。

議案第17号 平成21年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第17号「平成21年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。本議案は、平成21年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の方法等を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。第1学年入学者募集及び選抜の基本方針について、前年度の募集と特段変更はあ

りません。募集定員ですが、両校の普通科は280名、千葉高等学校の理数科は40名、稲毛高等学校の国際教養科は40名で、志願資格は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者としします。これまでと同様に、選抜には、特色ある入学者選抜、海外帰国子女の特別入学者選抜、中国等引揚者子女の特別入学者選抜、学力検査等による入学者選抜があります。特色ある入学者選抜の選抜枠ですが、各科募集定員の10%以上50%以内です。検査の内容及び選抜方法については、昨年度と変更ありません。その他の募集、願書、学力検査、選抜方法等については、「平成21年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定めることとしていますが、2点、具体的に説明いたします。1点目、特色ある入学者選抜の選抜枠についてですが、平成19年度においては、稲毛高等学校は普通科で35%、国際教養科で40%と設定していましたが、平成20年度は両科とも50%に変更する予定です。これは、特色化選抜で不合格であった生徒が一般の学力検査を再度受検した場合において、成績が大変優秀であるケースがみられ、また、不合格者が他校に流れる傾向があるということから、選抜枠を拡大したほうが、より優秀な生徒を確保できると判断したためです。2点目、調査書の評定の修正についてですが、中学校から提出される調査書における、必修教科の評定の全学年の合計値が年々高くなる傾向にあり、中学校ごとの格差も大きくなってきていることから、平成20年度の入試から修正ができることとなっており、両校とも修正を行うこととしています。具体的には、調査書の評定は、1教科5点法により、9教科で1学年45点満点、3学年で135点満点となりますが、千葉県の平成15年度の全中学生の評定を平均した数値が95点であることから、個人の評定に「95」を足し、その数値から中学校評定合計平均値を減じた数値が修正点となります。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹蓋委員 千葉高等学校と稲毛高等学校で、志願倍率が約3倍と約4倍、県平均が約2倍であるというのは、これは県よりも人気があるということなののでしょうか、志願倍率が何を意味するかということです。もし、志願倍率に何か意味があるのだとしたら、稲毛高等学校よりも千葉高等学校の方が低いということは、千葉高等学校の人气が低いのか、それとも理系が敬遠されているか、どのように考えたら良いのでしょうか。

学事課長 特色ある高等学校教育を推進しているので、それが受検生や市民に評価されていると、我々は認識しています。両校の理数科、国際教養科の志願倍率ですが、定員が40名と少ないので、毎年、この倍率については「1」程度、差があります。千葉高等学校の理数科は毎年3.5倍から4.5倍、稲毛高等学校の国際教養科は中高一貫教育であることもあり、倍率が高いものと分析しています。

奥山委員 両校とも学力検査の科目は同一ですが、学校独自の設問になるということで、英語系、数学系など、各学校の特徴を反映したような問題になるのでしょうか。答えられる範囲で結構ですのでお願いします。

学事課長 両校とも、学校の検査は基本的に5教科で考えています。しかし、配点や試験の方法が若干異なり、一方の学校では各科目60点の300点満点、もう一方では教科を横断的に捉え、3教科をまとめて検査Ⅰとし、残りの2教科をまとめて検査Ⅱという形で実施していますが、基本的には5教科を基本としています。

奥山委員 資料で、国語の検査にリスニングが導入されたとありますが、これは両校ともでしょうか。

学事課長 聴く能力の重要性に鑑み、昨年度の検査から3分44秒の問題で行っています。

議案第18号 平成21年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第18号「平成21年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。本議案は、平成21年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の方法等を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。募集、選抜の基本方針とも、昨年度と日程関係を除き、特段変更はありません。応募資格は、平成21年3月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、保護者とともに千葉市の区域内に住所を有している者です。平成21年度の募集日程ですが、出願期間は平成20年12月18日と19日の2日間、検査の実施日は平成21年1月17日、結果の発表は1月23日、入学確約書の提出は1月29日正午までです。検査の実施日ですが、従来は1月の第2土曜日に実施していましたが、

平成21年の暦では、1月の第2土曜日が1月10日と早いことから、県立千葉中学校の入試日程も考慮し、第3土曜日1月17日とします。なお、この日程は県教育委員会及び県私立中学高等学校協会と打ち合わせを行い、本年2月にその方針を決定したものです。その他の選抜方法等については、「平成21年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定めることといたします。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹蓋委員 「保護者とともに」という説明がありましたが、保護者が仕事の関係で遠くに行っているなど、同居していない場合は資格が得られないのでしょうか。

学事課長 その場合、入学は認めていません。

津田委員長 県立千葉高等学校が中高一貫教育を導入したことにより、影響はあると考えていますか。

学事課長 県立千葉中学校は今年開校であるため、まだ細かい分析まではしておりません。

議案第19号 平成21年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

津田委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第19号「平成21年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。本議案は、平成21年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものです。採択対象となる教科用図書は、平成21年度から平成22年度使用の小学校用の教科用図書及び平成21年度使用の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書です。なお、附則第9条の規定による図書ですが、昨年度までは学校教育法第107条の規定による図書と説明していたものです。小学校用の教科用図書は、前回、平成16年度に採択が行われました。今回採択をお願いする小学校用教科用図書は、小学校用教科書目録（平成21年度～平成22年度使用）に登載されている教科用図書となりますことから、本年度採択された教科用図書は、平成21年度から22年度までの2年間使用されることとなります。次に、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度、採択していただいている

ものです。特別支援学校、特別支援学級においても、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書を使用することを原則としていますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科書を選ぶことができます。このことを定めているのが学校教育法附則第9条です。次に採択期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めにより、「使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならない」となっております。採択方法ですが、次の手順により実施したいと考えます。まず、「千葉県教科用図書選定委員会設置要綱」に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、それぞれ平成21年度使用教科用図書として、教育委員会で採択をお願いすることになります。なお、専門調査員会ですが、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書に係る専門調査員会のみ設置いたします。これは、平成20年6月4日付け教指第508号千葉県教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成21年度使用教科書の採択について」に示されておりますとおり、平成21年度使用の小学校用教科用図書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがなかったことから、採択手続の一部を簡略化することも可能となっており、小学校の教科用図書に係る専門調査員会は設置せずに、採択手続に係る調査研究について、前回の採択で用いた調査資料を利用いたします。次に採択基準ですが、先ほど申し上げた通知に示される「採択基準」及び「選定資料作成の基本的観点」を基に、児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択いただくこととなります。附則第9条の特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書ですが、これについては、「学習指導要領の趣旨を踏まえていること」など3項目、選定資料作成の基本的観点については「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」の4項目をあげています。最後に、これらの採択に関わる資料に関しては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じ、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えています。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹 蓋 委 員 参考資料 14 頁、3 (2) ④において、「教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。」とありますが、これは高等学校、特別支援学校のいずれについての記述でしょうか。

指 導 課 長 特別支援学校又は特別支援学級において使用する一般図書に該当するものです。

議案第 20 号 平成 21 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

津 田 委 員 長 指導課長、説明をお願いします。

指 導 課 長 議案第 20 号「平成 21 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。本議案は、平成 21 年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 10 号の規定により、議決を求めるものです。議案第 19 号と異なる部分を中心に説明します。高等学校の教科書については、千葉市立高等学校管理規則第 19 条に、「教科書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする」とされています。採択方法についてですが、校長は千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた「教科書編集趣意書」等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにいたします。これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が平成 21 年度使用教科用図書の採択を行うこととなります。次に、採択基準についてですが、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性等を勘案し採択を行うこととなります。

議案第 21 号 千葉市地域文化財の登録について

津 田 委 員 長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第 21 号「千葉市地域文化財の登録について」、説明します。本議案は、千葉市文化財保護条例第 19 条第 2 項の規定により、新たに千葉市地域文化財を登録しようとするものです。登録を予定している地域文化財は、有形文化財として、緑区平川町内会が所有する「平川町内会文書」と、無形民俗文化財として、登渡神社登戸囃子連が保持する「登戸の神楽囃子」の 2 点です。まず、本市における地域文化財の登録等について説明します。本

市においては、文化財の保存及び活用に必要な措置を講じるため、千葉市文化財保護条例を制定していますが、昨年4月、同条例を改正し、1点目として、文化財に、新たに地域にとって価値の高いものである「地域文化財」を加えて、「登録」という保護手法を追加し、2点目として、市指定文化財の呼称を国の体系に合わせて、「指定有形文化財」など4種類に改めました。この改正に伴い、本市の文化財の種類としては、千葉市が指定した指定文化財として4区分46件、また、新たに登録を行う地域文化財として、「地域有形文化財」など7区分となります。次に、千葉市の文化財ですが、指定文化財としては、国・県と市の指定を合わせて80件と、国の登録文化財として「旧神谷伝兵衛別荘」など3件、総数では83件の文化財があります。なお、昨年新たに創設された、地域文化財の発掘に当たっては、地域住民から情報提供を求め、本年2月に市政だよりやホームページで情報提供の協力を呼びかけたところ、総数で17件の情報が寄せられました。これらの提供された情報について、現地調査あるいは詳細な調査を実施し、千葉市文化財保護審議会に諮問、審議会からの答申に基づき、今回新たに千葉市地域文化財として登録しようとするものです。千葉市地域文化財としての登録は、今回の議案に係る2点が本市にとって初めての登録となりますが、情報をいただきつつも、今回は登録候補までは至らなかった残りの候補案件については、今後とも詳細な調査を進め、必要に応じて順次審議会に諮問していきたいと考えます。続きまして、今回登録議案を提出している地域文化財について説明します。まず、「平川町内会文書」ですが、この文書は緑区の平川町内会が所有する1,098点に及ぶ文書で、古いものでは400年以上前の土地台帳の一種である「検地帳」や、300年前の土地の境界の検分結果である「裁許絵図」などのほか、昔から伝えられてきた文書群及び近代から現代に至るまでの町の共有文書類を含めた文書群です。現在、本市の郷土博物館に寄託されていますが、地域住民が年1回、地域の自治会館で虫干し会を開催して、この文書を見るなど、地域住民の文書に対する関心の高さが窺えます。こうしたことから、平川という地域の歴史を知る上で、なくてはならない貴重なもので、地域住民によって伝えられ、生かされてきた古文書類を、千葉市地域文化財の有形文化財として登録しようとするものです。2点目の「登戸の神楽囃子」ですが、この神楽囃子は、中央区登戸地

区に伝わってきたお囃子や神楽を、登渡神社社務所内にある登渡神社登戸囃子連が、正月行事の一環として除夜祭での祭囃子奉納や、歳旦祭での厄払いと招福を祈る獅子舞の演舞のほか、後継者養成のために、地元の子どもたちやその両親への指導を継続的に実施するとともに、日ごろの成果発表の場として、市内の小中学校における行事あるいは千葉市の産業祭などの機会を通じて、その普及、保存活動を積極的に続けているものです。市内では他に例を見ない特徴的なものとして、寿獅子二頭舞と呼ばれる獅子舞が、金獅子、赤獅子及び「もどき」にあたるひょっとこで演じられます。この神楽囃子の由来や現在に至る経緯が明確であり、地域住民の生活文化を理解する上で必要なものであるとともに、地域での積極的な活動も評価に当たるものと考えており、千葉市地域文化財の無形民俗文化財として、今回登録しようとするものです。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

奥山委員 千葉市には、今でも神楽囃子が続いているところがいくつかあると思いますが、登戸の神楽囃子が選ばれた理由は何でしょうか。

生涯学習振興課長 市内における神楽囃子は、全体で12件あると把握しています。今回、「登戸の神楽囃子」を地域文化財として登録しようとする理由は、地域住民から地域文化財としてふさわしいのではないかという情報に基づいて、詳細調査を行い、過去の歴史的な価値、演舞の状況などもビデオテープあるいはDVDに記録し、審議会委員の目に直接見せるなどして審査した結果、この案件は地域文化財としての登録がふさわしいという答申があったものです。金獅子、赤獅子あるいはひょっとこを使つての演舞は、市内にある他の囃子ではあまり見られないということも評価の1つの材料となっています。市内には、他にも神楽囃子が11件ありますので、地域住民からの情報に基づき、必要に応じて調査を行い、審議会に諮問していきたいと考えています。

奥山委員 他の残る11件もそれぞれ特徴があると思うので、何らかの方法で、広く調査をしてもらいたいと思います。若い人にも繋がって、継承していこうとしている様子も見られるので、よろしくをお願いします。

川島委員 登戸の千葉市無形文化財と、稲毛の浅間神社に県の指定文化財がありますが、その違いを教えてください。

生涯学習振興課長 市内にある文化財については、国、県、市の指定あるいは登録など、文化財の種類に応じて、それぞれ指定、登録する方法は異なりますが、稲毛の浅間神社は、県から指定されている文化財です。文化財保護法や県の文化財保護条例に基づく文化財については、千葉市の文化財保護条例に基づく文化財にはなり得ませんが、今後、千葉市の文化財が、その歴史的な価値が再評価されて県の文化財になる、あるいは、地域文化財が国の文化財になるということも、可能性がないわけではないと考えています。

川 島 委 員 千葉市の文化財兼千葉県の文化財というように、県と市の文化財が兼ねることはないのですね。今日の議決を経てから、登戸の神楽囃子は市の登録をされるわけですね。

生涯学習振興課長 そうです。「指定」ではなく、地域文化財として「登録」することとなっており、大きく分けて千葉市では、指定文化財と地域文化財がありますが、今回の登渡神社の件については、地域文化財として「登録」するということです。

津 田 委 員 長 多少、判断の基準が緩くなったということもあるわけですね。

生涯学習振興課長 「緩い」と表現していいものかはわかりませんが、指定文化財については、千葉市においては、条例により現状変更する場合は市の許可を得なければならないという制限が付きますが、地域文化財については届出に基づいて協議をすることになります。

議案第 2 2 号 千葉市学校給食センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

委 員 長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 議案第 2 2 号「千葉市学校給食センター運営協議会委員の委嘱及び任命について」、説明します。委員の任期満了に伴い、千葉市学校給食センター設置管理条例第 6 条の規定により、新たに委員を委嘱及び任命するものです。委嘱及び任命年月日は平成 2 0 年 7 月 1 日。委嘱及び任命期間は、平成 2 0 年 7 月 1 日から平成 2 2 年 6 月 3 0 日までの 2 年間です。委嘱及び任命する者は、「千葉市学校保健会理事 社団法人千葉市薬剤師会理事 横山 綾子」他 1 0 名、新任 7 名、再任 4 名です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市学校給食センター運営委員会の概要ですが、目的は、千葉市学校給食センターの運営に関する事項について審議することです。現在の委員数は 1 1 人、任期は 2 年、委員の構成は、千葉市学校保健会理事、P T A 代表、市保健所長、市立学校長代表、学識経験者です。主

な活動内容ですが、平成１９年度は「平成１９年度千葉市学校給食センター予算及び事業計画について」、「平成１８年度地場農産物の使用状況について」を議題とし、歳入予算や歳出予算、新港給食センター整備計画等について審議しました。

議案第２３号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第２３号「千葉市生涯学習審議会委員の任命について」、説明します。委員の離任に伴い、千葉市生涯学習審議会設置条例第３条第２項の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は平成２０年６月２５日。任命期間は平成２０年６月２５日から、前任者の残任期間である平成２１年１１月３０日まで。任命する者は「前千葉市町内自治会連絡協議会副会長 佐藤 明」、「前千葉市青少年育成委員会会長会代表 伊坂 和子」です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市生涯学習審議会の概要ですが、目的は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議することです。現在の委員数は１５人、任期は２年、委員の構成は、学識経験者、生涯学習関係者代表、高齢者団体代表、町内自治会代表、青少年育成団体代表、経済界代表、報道機関代表、小・中学校長会代表、研究機関代表、各種学校協会代表、国際交流団体代表です。主な活動内容ですが、平成１８年度から平成２２年度までの５年間を計画期間とする「第３次生涯学習推進計画」策定に向け、千葉市における生涯学習推進施策の在り方について、諮問及び答申がなされています。また、平成１９年度は、第３次生涯学習推進計画における事業の進捗状況と、教育基本法をはじめ、社会教育法改正に伴う計画の見直しなど、本市の生涯学習施策についての幅広い分野から審議しています。

議案第２４号 千葉市社会教育委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第２４号「千葉市社会教育委員の委嘱について」、説明します。千葉市社会教育委員の離任に伴い、社会教育法第１５条第２項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は平成２０年６月２５日。委嘱期間は平成２０年６月２５日から、前任者の残任期間である平成２１年１１月３０日まで。委嘱する者は「千葉市青少年育成委員会会長会代表 小川 博子」、「千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長 上関 知子」です。委員及び旧委員の所

属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市社会教育委員の概要ですが、目的は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため、教育委員会の諮問機関として設けるものです。現在の委員数は12人、任期は2年、委員の構成は、学識経験者、学校教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者です。主な活動内容ですが、平成19年度は3回社会教育委員会議を開催し、議題は、「平成19年度生涯学習部主要事務事業概要について」、「平成19年度社会教育団体への補助金交付について」、「平成19年度社会教育功労候補者の選考について」等です。

議案第25号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第25号「千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について」、説明します。委員の任期満了に伴い、千葉市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は平成20年7月1日。任命期間は平成20年7月1日から平成22年6月30日までの2年間です。任命する者は「霜整形外科医院院長 霜 礼次郎」他9名、新任4名、再任6名です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市スポーツ振興審議会の概要ですが、目的は、千葉市教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する事項について調査審議し、及び建議することです。現在の委員数は10人、任期は2年、委員の構成は、学識経験者、各種スポーツ関係団体代表、スポーツ医学者代表です。主な活動内容ですが、平成19年度は3回開催し、議題は、「平成18年度スポーツ振興事業実績及び平成19年度方針と施策について」、「『身近なスポーツ活動の推進』について」、「第59回千葉県民体育大会及び第60回中学生総合体育大会の結果について」、「『身近なスポーツ活動の推進』について」、「千葉市教育委員会体育功労者の選考について」です。

議案第26号 千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について

委員長 青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長 議案第26号「千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について」、説明します。委員の離任に伴い、千葉市青少年センター運営審議会規則第3条第1項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は平成20年6月25日。委嘱期間は平成20年6月25日から、前任者の残任期間である平成21

年11月30日まで。委嘱する者は「千葉市PTA連絡協議会代表 篠原 ともえ」です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市青少年センター運営審議会の概要ですが、目的は、千葉市青少年センターの管理及び運営に関する事項について審議することです。現在の委員数は10人、任期は2年、委員の構成は、学識経験者、利用者代表、青少年団体代表、小・中・高等学校長代表です。主な活動内容については、前回、第5回定例会においても説明しておりますので、省略いたします。

議案第27号 千葉市図書館協議会委員の任命について

委員長 中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 議案第27号「千葉市図書館協議会委員の任命について」、説明します。委員の任期満了に伴い、図書館法第15条の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は平成20年7月1日。任命期間は平成20年7月1日から平成22年6月30日までの2年間です。任命する者は「千葉市小中学校長学校運営協議会 千城小学校長 宮脇 延江」他9名、新任3名、再任7名です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。千葉市図書館協議会の概要ですが、目的は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることです。現在の委員数は10人、任期は2年、委員の構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料記載のとおりです。主な活動内容ですが、平成19年度は2回開催し、図書館事業の実績及び計画について協議しました。議題は、「平成18年度事業報告について」、「平成19年度事業計画について」、「図書館システム更新に伴う新サービスについて」、「新システム運用状況について」、「平成18、19年度千葉市図書館協議会『委員の意見・提言』の反映状況について」等です。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 意欲のある委員は、年齢が高くても問題ないとは思いますが、やる気がない委員は若い年代でも辞めてしまっていると思います。すべての附属機関についての質問ですが、千葉市として、委員の年齢的な問題にはどのように対処しているのでしょうか。

総務課長 特に委員に年齢制限はありません。多くの附属機関の委員に

就任している場合には調整をしたり、あるいは、10年以上連続して選任される場合の制限はありますが、特段年齢についての制限はありません。

委員 期間については10年という一つの目安があるわけですね。

総務課長 そうです。

委員 委員の条件と言うべきものなのか、委員の構成において「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という曖昧な表現がありますが、これがどのような者を指すのか、もう少し具体的には言えないのでしょうか。

中央図書館長 図書館協議会の委員の構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者としていますが、図書館法において、この中から委員を選出すべき旨が規定されています。家庭教育の向上に資する活動を行う者という委員の条件ですが、図書館法が今年14日に改正されたことから、どのような者が、このような活動を行う者ということにふさわしいかという部分で、国の考え方あるいは類似の政令指定都市の考え方なども踏まえて、家庭教育の向上に資する活動を行う者を選んでいきたいと思います。今回任命する10人は、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者で構成しています。

7 その他

- (1) 学校給食について岩沼委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩沼委員 最近、食品などの物価が高くなってきていて、バターも売り場から消えるなど、目に見えてそのような状況があると思いますが、子どもたちの給食についてどのような影響が出ているのか、伺いたいと思います。

津田委員長 テレビなどでも食品の値段が上がっているという話題になっていますので、説明をお願いします。

保健体育課長 給食費については、本市は平成10年に値上げし、現在まで据え置きで続けてきました。各学校における光熱水費等、諸費用や食材料費も値上がっており、かなり厳しい状況であるということを、現在、給食関係者からは聞いております。学校給食センター運営協議会等でも、委員ご指摘の件について話題となることが予想されているところです。私ども、保健体育課としても、今後検討委員会などを設置していく中などで、さまざまな議論をいただいて、次年度以降に向けて考えていきたいと思っています。

岩 沼 委 員 やはり、一義的には、現場で努力してもらわなければならないとは思いますが、教育委員会が受け入れなければならない条件なども、これから検討事項として上がってくると思います。学校給食センター運営協議会の議題に地場農産物の使用とありますが、例として、入荷時に形が悪いと受け入れないといったものを、これからは安くしてもらえば受け入れていくとか、教育委員会の姿勢を問われる場合などが出てくると思います。現場が仕事をしやすいように、柔軟な対応ができれば良いと思いますので、是非頑張ってもらいたいと思います。

津田委員長 そのような問題が発生したら、なるべく早い時期でこの委員会の中で報告してもらえれば、良い知恵も出てくるかもしれません。よろしくお願いします。

(2) 次回第7回定例会は平成20年7月16日（水）午後2時00分より開催することと決定した。

8 閉会

津田委員長より閉会を宣言